

平成 24 年度第 2 回北見市男女共同参画審議会会議録

日時 平成 25 年 2 月 20 日（水）午後 6：30～8：00

会場 市役所北 2 条仮庁舎 3 階 庁議室

◎出席者

・委員

飯田委員、越田委員、川村委員、清水委員、菅原委員、飛澤委員、原田委員、山本委員

・事務局

皆川市民環境部長、近藤市民活動課長、刀裨男女共同参画担当係長

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事(1)北見市男女共同参画基本計画の進捗状況等審議

議事(2)意見書(素案)の審議

《課長》

ただいまより第 2 回北見市男女共同参画審議会を開会いたします。本日、福地委員、松下委員、丸山委員、松井委員は、他の用務と重なりましたため欠席される旨のご連絡をいただいております。本日の会議は委員の過半数のご出席をいただき、北見市男女共同参画審議会規則第 3 条第 3 項の規定を満たし、成立しておりますことを報告申し上げます。

議事は会長に進めていただきます。会長よろしく願いいたします。

《会長》

本日は、前回の会議の中でも確認しているとおり、市長から報告と提案のあった「北見市男女共同参画基本計画の進捗状況」と「重点項目の設定」につきまして引き続き審議を行い、最終的に審議会として本年度の意見書を作成する、という重大な仕事となっております。正副会長と事務局で、委員の皆様からいただいたご意見をもとに意見書の原案を作成しておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議案（1）では、前回の審議会で、北見市男女共同参画基本計画の進捗状況に関し、実施状況調をもとに皆様にご質問やご意見を頂戴いたしましたが、前回の審議を経てあらためて追加のご意見等がございましたらいただきたいと思っています。

ではまず、事務局から前回の会議の補足などがありますので、お願いします。

《係長》

D 委員をはじめ A 委員、J 委員からいただきました「児童館未設置地域等の放課後の留守家庭児童の実態と対策」について補足させていただきます。児童館・児童センターは現在、郊外の 10 の小学校区で未設置の状況となっており、そのうち上常呂・東相内・温根湯地区の 3 地区では公共施設を活用して「フレンドセンター」を開設し児童館と同様の活動を行っており、さらに温根湯温泉フレンドセンターは児童クラブの機能も備え活動しています。そのほか北見自治区では上仁頃・若松・豊地、留辺蘂自治区では瑞穂、常呂自治区では日吉・錦水・川沿の 7 校区が未設置で、このうち若松は、D 委員から前回ご紹介があった上仁頃と同様の国の補助制度を利用し、平成 25 年度に「放課後子ども教室」を開設する予定とのこと

です。また豊地・錦水・川沿地区では地域の協力を頂きながらスポーツ少年団活動などを通して放課後児童の育成活動を行っており、豊地においては11名の児童のうち半数が、錦水では33名のうち3割が、川沿では15人全員が参加して活動している状況です。日吉、瑞穂地区につきましては、地域内に安心して遊べる場所の確保など、放課後の児童対策は仕事と育児の両立支援の観点からも重要であることから、児童数の推移や地域の実情、ニーズを把握して、小学校の余裕教室や公共施設の活用を視野に入れ検討していくとのごとでございます。

「児童館未設置地域の放課後児童の実態と対策」についての補足は以上でございます。

《会長》

ただいま事務局から報告がありましたように、北見自治区内だけを見ていますと充実していると思っていましたが、調べていただくとまだまだそうではない地域がたくさんあるということが分かってきて、女性が安心して働けるためにはそのような施設も充実させていく必要があるだろうと思います。意見書の素案にも織り込んでありますので、それについてもご意見をいただきたいと思います。

では、「推進事業実施状況調」及び「重点項目の設定」として配付された資料の中からご質問やご意見などございませんでしょうか。

なければ、審議会の後半でまたお伺いすることとしまして、先日正副会長と事務局のほうで、皆様から前回の審議会でいただいたご意見をもとに意見書の素案という形でまとめ作成いたしましたので、これをたたき台として最終案を作っていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

《係長》

本日お配りしています意見書素案をご覧ください。

意見書1は「審議会等への女性委員の登用、及び女性のいない審議会等の解消について、市政運営に女性の視点を入れることが必要との市民意識を醸成するとともに、平成29年に女性委員が40%となる状態を目指し、取り組みを強化すること」とあります。

女性の登用が40%となる状態とは、市民の意識に男女平等の考え方が浸透し家庭でも職場でも性別で役割を分担する状況のない状態で、法整備や環境整備が進むと同時にそれを利用する市民の意識や風土のようなものも次第にできて、とりたてて男女平等といわずとも自然な形で半数ずつ参画している状態をイメージしています。市政運営に女性の視点や意見を取り入れることが必要との認識を持っていても、相当のアピールをしていかなければ40%の達成は難しいとのご意見をいただきましたことから、市民意識の醸成や制度の整備など一体的に取り組むを強化すべき、との意見といたしました。

意見書2は「女性が働き続けるため様々な法整備が進められ、社会基盤の整備も行われてきているが、放課後児童対策については、安心して子どもを産み育てる上で重要であることから、特に農山村部における実態の把握と必要な対策を行うこと。また、子育て支援としての各種休暇制度について市民への周知と利用促進を図り、女性の社会参加と男性の家事育児参加を進めて、固定的性別役割分担意識の是正を図ること」とあります。

男女共同参画を進める上で重要な法整備や社会基盤整備は、進んできているとはいっても本当に十分かどうか、市内でも地域によって格差が存在するのではないかとのご意見をいただきました。

特に前段では放課後の児童対策について、児童館も児童クラブもない農山村地域では利用

したくてもできない状況や女性が仕事を続けられない状況、農家に跡継ぎが育たないなどさまざまな問題もはらんでおり、男女共同参画を進める観点からも実態調査を行ってほしい、とのご意見を盛り込みました。

後段では、女性が働き続ける上で大きな問題である、家事育児にかかる性別役割分担意識の是正の必要について、意識は大分変わってきているが個人の問題になるとまだ強く残っているのが現状で、制度の整備とあいまって市民への制度の周知と利用を促進していくことが必要、とのご意見を盛り込みました。

意見書3は「男女共同参画社会の実現には教育や啓発活動が重要である。そこで、学校教育の場においても、人権尊重を基盤とした男女平等の理念形成に小学校段階から取り組むべきである。教科指導はもとより進路指導、また特別活動の分野において、男女共同参画について自ら学び考える機会を設けるなどして、初等教育から上級教育におけるまで一貫して、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが主体的に生きる能力を身につける教育の充実を図ること」とあります。

男女平等感に立った学校教育の推進について、教科のみでなく進路指導の分野などからも様々な機会を捉えて行うべきであることのご意見。また、中学校くらいになると裁量時間などを活用して男女共同参画について話し合うこともできるのではないか、これが有効でないか。さらにDVや虐待という社会問題がありますが、将来の加害者被害者を生まないように、若年層への啓発活動は非常に重要で、学校教育の中で男女平等の理念をしっかりと教えるべきである、とのご意見を盛り込みました。

意見書4は「男女共同参画に関する社会理解を深めるため、市民が参加し考える機会となる講座や講演会を開催するなど、啓蒙啓発活動を積極的に行うこと」とあります。

審議会において総じて教育や学習、啓発活動の必要が述べられましたことから、市民を対象とした講演会等を開催し意識啓発活動を推進することをご意見として盛り込みました。

意見書5は「個人、民間団体、企業などにおける男女共同参画社会実現の模範となる取り組みを顕彰する制度の研究をさらに進めること」とあります。

昨年も本審議会から同様のご意見を頂きました。男女共同参画の模範となる具体的な取り組み事例を市民に紹介し、それを参考に取り組みが進んでいくよう、紹介の方法や取り組みの内容など、制度として確立するための研究を行うことを引き続きご意見として盛り込みたいと考えました。以上でございます。

《会長》

ありがとうございます。1番から5番まで詳細な補足説明を加えて説明いただきました。

5番の項目については前回の審議会で議論の時間を設けられなかったのですが、前年度までの意見書にもこの顕彰制度について研究を進めるという項目がありまして、実態としてはまだ研究段階でなかなか進んでいないようなのですが、この項目をなくすのではなく継続して載せて、どうにか進めていけるようにしたいという事務局側の意向もあり、この項目を入れてあります。具体的な方式とかアイデアについては皆様のご意見などを参考にさせていただきたく、後ほど議論する時間を取らせていただきたいと思います。

この意見書にある1番から5番までは、主に、最初に配付されていましたが男女共同参画プランきたみ重点項目の内容に沿った形になっています。最初の項目が審議会や附属機関などへの女性委員の登用促進について目標として書かれています。それから民間団体等における

女性の参画促進についても重点項目として挙げられていまして、さらに労働の場における男女の役割分担意識の是正ですとか、家庭での男女の役割分担意識の是正への啓発。1番から5番までの項目はそれに沿った形で意見書にまとめております。

前年度の内容に比較しまして特徴の出ているのが2番と3番の項目かと思えます。

2番では、前回の審議会において、北見市の中でも社会基盤の整備の状態に差があつて、まだまだ十分でないところがあるというご指摘があり、それを受けた内容となっています。

3番につきましては、一般的な啓発活動についてはこれまでも重点項目として入れてきたわけですが、前回、K委員のほうから、DVを防ぐために、大人になってからではなく子どもの時から男女平等の意識を植え付けていくことが大事なのではないか、子どもに対する啓発活動が大事なのではないか、という意見がございまして、それを受けての内容となっております。事務局のほうで教育委員会に、具体的にどのようなことがなされているのか問い合わせをしていただきまして、進路指導などは小学校段階から取り入れているという話だったのですけれども、裁量時間などを利用して、できれば男女共同参画に関する資料などがあれば学校に送って、そういうものをベースに生徒たちにも議論をしてもらうなど、そのような形で考えてもらえばよいのではないかと、という発想でこの文言を入れたという経緯があります。

この2番3番が特に前年と比べて特徴のあるところであると考えますが、ご覧いただきましてご意見などございましたら是非お願いします。今までよりも一步踏み込んだ形の表現を入れているのですけれども、補足していただけるのでしたらお願いします。

《副会長》

前回の話し合いの中で出されたことを事務局のほうでまとめていただきましたが、具体的に細かな事項をこうしてほしいと述べるのは、「意見書」ですのではなかなか言いにくいものですから、ある意味ではオブラートに包んだような表現になってしまうのは仕方がないと思っています。このようなことを通して、それぞれの部署で調べたり動きを見せていただけるということが、成果に結びつくのではないかと思います。

《F委員》

学校の教育活動の中でも、特別活動や道徳の中で、男女の相互理解と協力や人格の尊重といった内容を取り上げるようになっていきますので、たとえば学習資料などが用意されていれば取り掛かりやすいと思います。

また、男女共同参画という意味で何の教科で行っているかと考えますと、やはり一番は社会科の公民、それから家庭科だと思います。教科書も変わってきています。学校現場でどのように取り入れられるかということは、今すぐこうとは言えないのですけれども、確実に変わってきていると思います。ですから、市のこのような取り組みを何らかの形で、またパンフレットなどでも見る機会を重ねるごとに先生方の男女共同参画の意識も徐々に進み、いろいろな場面で利用していけるのではないかと思います。でも資料を作るというのは難しいですよ。

《会長》

ちょうど良い資料はありそうなのですか。

《課長》

具体的にターゲットとする年代ごとにはなかなかないのですけれども、国の中ではその年代

ごとのものがあると思われます。それをうまく探して、また学校現場、教育委員会のほうでどのように扱っていただけるかということも今後の交渉ということもあると思ひます。

《会長》

そういうものがあれば取り入れやすいですね。

《F委員》

なにもないよりはやりやすいですね。いろいろな団体で協力すれば良い資料ができるのではないかと思ひます。

《会長》

ありがとうございます。そういう資料を集めてくるということもひとつ鍵になるわけですが、この答申の中に盛り込んでいるような、新たな取り組みを推進してもらい働きかけの文言という形では問題ないでしょうか。いかがでしょうか。

裁量時間などで、将来の職業について考えるとか、調べてみるということがあると思うのですが、共同参画の資料などがあれば、その資料を基にそのテーマについて話し合うということは可能でしょうか。

《L委員》

京都市の小学校はこのようない男女平等の教材を使ってやっているようです。特に人権的な問題の多い地域ですので、そのような時間を設けているのはそこだけなのかもしれませんけれども。人権教育に関しては、下級学年から意識を持たせる教育が非常に重要になってくるのではないかと思ひます。意見書にあってもよいのではないかと思ひます。

《会長》

ありがとうございます。どの段階から、という議論もあったのですがけれども、従来の大人向けの啓蒙啓発活動ではなくて、低年齢化させるという意味では「小学校」の文言を入れてもいいのではないか。小学校でも職業意識を持たせる教育はスタートしているようなのでその時期から入れてもいいのではないか、という考え方でその文言も入っています。

《L委員》

僕が知っているのは小学校2年生です。

《会長》

そんなに早くからですか。私の個人的なイメージでは、小学校高学年くらいかと思ひていました。では、そのような例は全国的に見るとあるということでしょうね。

《L委員》

全国かどうか分かりませんが、京都市では行っているということです。

《川村会長》

3番の項目についてはこのような内容でよろしいでしょうか。

《異議なし》

《会長》

2番の項目では、今まであまり注目されていなかったのですが、北見においても自治区間で差がある状況だということに注目して、問題意識を持ってそのあたりの状態の調査と整備を進めてもらうような意見書の内容となっていますが、これについてもご意見、追加したほうがよいというような内容がございましたらご意見をいただきたいと思ひます。A委員から前回ご意見をいただき、それを意識しています。

《A委員》

文章的には私が考えていたとおりのことを書いていただいて、補足説明もよく分かりました。ありがとうございます。意見書ですが、実際に読んでくださった方が私たちの気持ちを少しでも多く分かってくださればと思います。

《C委員》

2番目の項目で、特に「農山村部における実態の把握と必要な対策を行うこと」と書かれていますけど、先日我々のところでは地区の懇談会を行いまして、女性から意見が出ておりました。子育てという観点から見るとこういう形になるのでしょうかけれども、農家のお母さん方が働くという視点で見ると「介護」という問題が出てくるのだと。そのあたりを何とかしてほしいという意見が出てきたものですから、そういう面では、子どもだけではなくて、親の介護というものに何らかの対策が必要ではないか、というふうに考えています。

《会長》

ありがとうございます。今まで子育ての方ばかりだったのですが、たしかに労働年齢の人たちにとっては親の介護ということがかかってくる年代ですし、そちらの方も負担の大きさは同じくらいか、それ以上かもしれないです。そういうものも本当に書いた方がいいですね。

《E委員》

私は端野なのですけれども、北見が近いので何でも恵まれているのです。児童館などの施設の面でもそうですし、また農家の若い夫婦は北見に住所を持って、そこから農業の仕事に通うこともできます。上仁頃の取り組みを伺って、こういうところもあったのだと初めて知ったところでした。今まさしく私たちの年代は介護を必要としていて、そちらの方が仕事に差し支えるということはあるのですけれども、でも、後継者を育てたいという私たちの年代からいうと、やはり安心して子育てができるという方を最初に取り組むべきなのかなということがあって、そのあと私たちの年代になると介護の方になるのかなという思いがあります。

《会長》

女性が安心して働き続けるためには子育てのほうの支援だけでなく介護の方も充実させないと、長く働くことは難しいということが基本になってきたかと思います。

1番の「平成29年に女性の委員が40%となる状態を目指して取り組みを強化する」という部分はこのままでもよろしいでしょうか。10年計画の目標です。

4番の内容については、これも一般的な内容になっていますけれども「市民全体に向けて啓蒙啓発活動を積極的に行うこと」という文言も従来どおり入れるという形でよろしいでしょうか。

5番につきましては、審議会全体では議論をしていなかったのですけれども、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組んでいる団体、あるいは団体だけに限定するのか個人も入れるのかもまだはっきりしてはいないのですが、将来的にはそういうところを顕彰して、それを市民にも紹介して、他の団体や企業などにもさらに広めてほしいという願いで計画されているということなのですから、何年もこのような状態が続いていて進んでいないのです。だからといってあきらめるのではなくて、どうにか実現したいという考えのようなのですから。

せっかくの機会ですので、顕彰の対象とする団体とか、団体を選ぶ方法でも何でもよいの

ですが、ご意見、アイデアがありましたらお願いします。今年の意見書には具体的なことは間に合いませんけれども、来年度以降に、ご意見やアイデアに基づいて事務局の方で調べていただくことはできると思います。どこがふさわしいというようなことも含めてアイデアがございましたらお願いします。事務局も助かるのではないかと思いますので。

《F委員》

質問してよろしいですか。これは北海道でも進めている事業に似たようなものがありますが、関係があるのですか。

《課長》

全国の先進的な自治体ではこのような顕彰制度を設けて、会社の企業価値のアップ、イメージアップにつなげていく方法というイメージを持って取り組んでいるところもあります。

北見においてもがんばっていらっしゃる企業はたしかにあるのですが、それが本当に男女共同参画社会実現に向けた取り組みの一環なのだろうかというところがまだ研究課題であり、研究の段階であります。

《F委員》

私の記憶では、平成20年頃から「北海道家庭教育サポート制度」を発足し、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と北海道教育委員会が協定を結び、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための取組をしています。従業員に働きながら子育てをしている女性が一人でもいれば、それが家内工業的な事業所であっても、登録することができるはずですが。企業としては、職場の子育て環境づくりや、職場見学・職場体験の実施、地域行事への協力・支援、学校行事への参加促進、生活リズム向上の取組、「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）等の普及などに取り組むことになっています。参加するメリットとしては、北海道教育委員会のホームページに企業等の取組が掲載されたり、ポスターやステッカーを事業所に貼ってPRすることができるという内容だったと思います。

残念ながら、北見市は事業所がたくさんあるはずなのに、この制度に登録している事業所が少ないと聞いていました。（平成24年3月31日現在の登録数 全道1,106事業所、内オホーツク管内81事業所、内北見市8事業所）このような制度も男女共同参画の視点で連携できると良いかと思えます。

《会長》

そういった「どの企業、どの会社で、本年度は育児休業を何人が取得しているか」などについては、データベースのようなものから分かるのですか。

《F委員》

休暇まではどうか承知していませんが「小学生、中学生の子育てをしている従業員を雇い、参観日や学校行事に参加するための有給休暇を積極的に取って出かけてもらうなどの子育て支援を進めている」という企業を登録するという内容だったと思うのです。

《課長》

いわゆる自己申告的に登録してもらうという形ですね。

《F委員》

そうです、積極的に登録してほしいという働きかけを3年ほど前にはやっていました。

《会長》

私の個人的な意見としては、企業の中でも育児休暇をはじめとして制度としてはいろいろ

あるのだけれども実際は利用していないし、市役所でも男性は育児休暇をとっていないという実態なので、そのような中で、休暇を取得している人数が多い会社というのは多分、申請している本人だけではなくて、周囲の上司なども休暇を取りやすい環境を作っているということだと思うのです。私のイメージではデータが分かっているのであればそのようなところを顕彰の対象とする。単年度ではなく過去何年間も見て他の会社と比べて多いというような会社。他にも働いている女性を支援する活動をしているグループなども上げられると思います。

会社のイメージアップでということがありましたけれども、たとえば私は大学生と接しているので、就職を意識した女子学生であればそのような会社に魅力を感じるころだと思うのです。データがはっきりして、このような顕彰制度を利用して会社の知名度を上げて若い世代にもアピールできる、そのような意味で会社のイメージアップになると思います。

《L委員》

顕彰する制度というのはいろいろあると思うのですが、先ほどおっしゃられたステッカーを貼るとかホームページに載せるとか、企業にとってもある程度メリットがないと進まないと思います。だから、こういうことをすると企業にはこのようなメリットがあるのだ、という何かがあると、もっと拍車がかかってくるような気がするのです。受ける側は、たとえば学生の就職には学生にとってはメリットかもしれませんが、企業にとってメリットがあるかどうかということも合致して考えていかないと進まないのではないかと思います。

《会長》

それによって優秀な女性の人材が集まってくる、というふうになってくるといいのですけれども。越田委員いかがですか。

《C委員》

我々のところは優秀な女性の人材が集まってくるよう、ある程度職員満足度を上げなければならぬと考え、女性が働きやすい環境への取り組みを一生懸命やっているつもりなのですが、まだまだ、女性の役員はいませんし、管理職もない状況です。さらに積極的に取り組んでいかなければならないと思っています。

《会長》

そうですね。それでは先ほどF委員からありましたように、道の関係のいろいろなシステムがあるかもしれないということで、そういうところから情報を集めていただいて、次年度以降より具体的な制度の実現に近づけるよう事務局の方には調べていただくということよろしいでしょうか。

《意義なし》

《会長》

ありがとうございます。それでは全体を通して、本日議論していただいた結果といたしまして推進事業実施状況調べと重点項目の設定について承認することよろしいでしょうか。

《意義なし》

二度にわたって議論してきた内容として、委員の皆様の見解を組み込んだ形の意見書を素案として提示させていただきましたが、最終的に文言をもう一度整理いたしますけれども、基本的にこの内容で、市長に提言する意見書の最終案としてよろしいでしょうか。

《意義なし》

《会長》

ありがとうございます。審議会の意見を今後の施策に反映して男女共同参画の推進に努めていただくよう、この意見書を市長の方に提出することとさせていただきます。

不慣れな議事進行でございましたが、ご協力いただきましてありがとうございました。では、事務局の方からお願いします。

《部長》

委員の皆様には二度にわたり、また長時間をかけて熱心にご議論を賜りまして誠にありがとうございます。本日も承認いただきました意見書及び重点項目等につきましては、市長を本部長とし特別職部長職等で市として組織しております「北見市男女共同参画推進本部」のほうに、このあと報告する予定となっております。いただきましたご意見を真摯に受け止め、施策を実施する各部局に対し本部会議を通じて伝達いたしまして、行政として、ご意見を踏まえて推進してまいりたいと考えております。今後におきましても、いっそうご意見などを賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

《会長》

そのほか事務局からありますか。

《係長》

本日の会議録を委員の皆様にご送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。

また、審議会からの意見書、会議録及び委員名簿は市のホームページで公開いたします。

最後に、本日の会議ご出席に伴う委員報酬及び交通費につきまして、条例の規定に従い委員ご指定の口座に振り込ませていただきます。以上でございます。

《会長》

ホームページの掲載について説明がありましたが、議事録の件につきましては、話し言葉を単純に文字にしてしまうと文章の体をなさない場合が多々あります。せっかくホームページに掲載することですので、ご自分の発言の部分をよりよい文章に補って載せていただいた方がよろしいと思います。第1回目の議事録は既に送付されていますので、今回の議事録を送っていただいた後に合わせて校正していただくようお願いします。

では、議事をすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

《課長》

本日は、長時間にわたりご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

委員の皆様には、今後も北見市の男女共同参画にお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。本年度の審議会を終了させていただきたいと存じます。

誠にありがとうございました。